平成２６年（フ）第１８１号
静岡県三島市中島51番地の８、住民票上の住所静岡県沼津市戸田1394番地
破産者　山本由佳里
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１９３号
愛知県西尾市吉良町荻原埋畑19番地　コーポダイコウ２Ｆ－Ａ号、前住所愛知県西尾市吉良町吉田天笠桂108番地１　アパートはんじ205号
破産者　杉山　正司
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５５０号
京都市東山区大黒町通松原下る北御門町275番地
破産者　石倉　麻美（旧姓山岡）
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６１３号
京都市上京区上立売通大宮東入下る藤木町788番地１
破産者　津田　裕幸
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
京都府舞鶴市愛宕中町10番地３
破産者　西野　義弘
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
京都府舞鶴市字引土新64番地
破産者　嵜田　輝彦
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第５号
奈良県高市郡高取町大字下土佐339番地１、開始決定時の住所奈良県桜井市大字箸中９番地の３
破産者　松本裕二郎
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第７９３号
広島市中区白島北町17番１―402号、申立時の住所広島市南区西蟹屋３丁目３番24―301号
破産者　髙原健太郎
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７号
山口県周南市野村３丁目２番11号　野村ハイツＢ―201号、前住所山口県周南市慶万町６番30―201号
破産者　舎川　雄一
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第４６号
山口県周南市大字須々万本郷1803番地の５
破産者　重永　明美
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第３６０号
熊本市東区小峯３丁目５番121号
破産者　米丸　厚子
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３６１号
熊本市東区小峯３丁目５番121号
破産者　米丸　義行
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９号
熊本県山鹿市宗方通907番地
破産者　久保　清光
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第６９５７号
東京都大田区千鳥２丁目26―２―401
破産者　加藤　千鶴
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６号
新潟県阿賀野市保田6081番地
破産者　弘新物流倉庫株式会社
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１８８０号
愛知県知多市八幡字細見43番地の８、従前の住所愛知県東海市横須賀町二ノ割84番地
破産者　中川　清作
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２５１号
愛知県尾張旭市大塚町３丁目７番地の21
破産者　有限会社シーエヌエンタープライズ
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６１号
名古屋市中区丸の内１丁目14番24号
破産者　有限会社チャイナトラベルネットワーク
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４９４号
大阪府池田市槻木町１番２号
破産者　山佐運送株式会社
1　決定年月日　平成26年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部